

高度化された陸上無線システムに対する定期検査のあり方に関する検討会（第5回） 議事録

1 日時

令和2年9月16日（水） 13:30～14:30

2 場所

WEB会議

3 出席者（敬称略）

座 長 : 山尾 泰

構 成 員 : 石井 望、天野 茂、海老原 貢、小野沢 庸、加藤 千早、川瀬 克行、
児玉 有康、後藤 治彦、小林 顕造、齋藤 一賢、佐久間 洋、佐野 弘和、
末永 力也、武田 一樹、竹之下 早苗、谷澤 正彦、長澤 康裕、拮石 康博、
本多 美雄、前田 規行、丸田 純一、三浦 龍、毛利 政之、渡辺 照重、
渡辺 知尚

オブザーバ : 齊藤 春夫、藤井 勝巳

説 明 員 : 安藤 桂

事 務 局 : 移動通信課 翁長課長、大野課長補佐、山下課長補佐、下地係長、松元官
電波環境課 松宮推進官
基幹通信室 宮澤課長補佐
関東総合通信局無線通信部 棚田次長

4 議事

(1) 前回議事録の確認

第四回議事録（資料5-1）の確認が行なわれ、特段の意見がなかったため承認された。

(2) 5G NR基地局等の無線周波数および空中線電力の安定度について

本多構成員から資料5-2に基づき説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。

山 尾 座 長 : 正則な保守管理が行なわれる期間の一般的な実績として数年から十年超とのことだが、この期間を超えることがあるのか。超えた場合はどうなるのか。

安 藤 説 明 員 : 保証期間については、超えたら必ず壊れるというものではなく、故障が永久にないということはありませんが、期間を超えても動くものは存在する。年数に関わらず、何らかの故障が発生した場合はアラームや保守の対応を行なうため、壊れてしまって電波法を逸脱することはない。

毛 利 構 成 員 : 弊社も同じように、製品の保証については各ベンダーと常々協議を行ない、必要に応じて保守修理をし、故障についても問題があれば修理するので、ある程度の品質保証を確保している。

佐 野 構 成 員 : 弊社も同様で、十年を超える製品はあるが、それによって保守体制や故障の対応が変わるわけではないので、同じ品質が維持し続けられるようにしている。

拮 石 構 成 員 : 我々も同じで、ものによっては10年を超えることもあり得るかも知れないが、同じように保守対応している。

(3) 報告書案について

事務局から資料5-3に基づき説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。

山 尾 座 長 : 編集上の問題かと思うが、p10の第3段落4行目の「加えて」から始まる文章中の「受信感度に相当する」という言葉は「等価等方放射電力（EIRP: Equivalent Iso-tropic Radiated Power）」の前ではなく「等価等方感度（EIS: Equivalent Iso-tropic Sensitivity）」の前に付くのではないか。

安 藤 説 明 員 : ご指摘のとおり。「送信電力」についてはEIRP、「受信感度」についてはEISとそれぞれ対応するので修正が必要である。

- 渡辺知尚 構成員 : 報告書案p27, 28に関して、5.1と5.2の読み方を確認したい。5.1では「個別の無線システムごとに規定し」と書かれているが、実際個別の無線システムごとに規定された最初の例が5.2であり、したがって5.2に記載されている5G等の携帯電話及びBWAシステムの基地局のみが測定省略の対象という理解でよいか。
- 事務局 : そのとおり。
- 渡辺知尚 構成員 : これ以外のシステムの将来的な可能性もないことはないようなので質問した。5.1(4)と5.2(4)の文章が違っている。5.1(4)では「上記(1)及び(2)の要件を満たしたことを登録証明機関が証明・認証した」と書かれており、その下の文章において「登録証明機関による認証の審査において、従前の電気的特性等の審査に加えて確認する。」とある。適合表示無線設備であるということだけではなく、従来とは違う追加の審査があると理解した。一方で、5.2には記載がないが、5.1のような確認が当然あるのか、そうでないのか。
- 事務局 : 適合表示無線設備というのは、登録証明機関が証明・認証した設備になるのと同じ意味だが、表現ぶりは合わせたい。
- 渡辺知尚 構成員 : 5.2も5.1と同様の記述になるということか。
- 事務局 : そのとおり。
- 渡辺照重 構成員 : p27(4)で登録証明機関が確認するとあるが、現在の制度では、証明・認証したものを15日ごとに総務省に報告する義務がある。今回新しい技術基準を確認する際には、登録証明機関では設備が該当するかはわかるが、報告を受ける総務省はそれがわからないと思われる。報告の中身にそれとわかるような情報が必要ではないか。
- 事務局 : 情報感謝する。今後、制度化するにあたって相談させてほしい。
- 山尾座長 : p17に、今回の施策の対象となる無線機器は、少なくともTDDについては外部参照信号を用いることが3GPPで決められているが、TDD以外の装置でも、このような外部同期の仕組みを持っている装置というのは既に発売・運用されているのか、または運用予定があるのだろうか。今回改正は基本的には新しい基地局装置に適用されるものだと思うが、もし他の基地局でも同様のことをするのであれば、それに適用できるという理解でよいか。
- 安藤説明者 : TDD以外にも同期に対応した基地局は既に運用されている。例えば、2GHz帯のFDDのバンドと3.5GHz帯のTDDのバンドをキャリアアグリゲーションする場合には、送信のサブフレームのタイミングを一致させるために同期が必要なため、FDDの局でもTDDの局と親局を共用している場合には、同様の外部参照信号同期機能を有している。そのため、FDDの場合であっても省略条件に当たる無線局は既に運用されている。
- 山尾座長 : 現在運用している基地局で外部参照信号同期機能や自動出力補正機能を有していて、保守運用体制が整っているものについて、今回の改正でその恩恵に預かることはできるのか。例えば、技適は取り直すことになるが、それは可能なのか。
- 事務局 : 制度としては、技適を取り直した適合表示無線設備であれば、対象になる。どう運用していくかは制度化に当たって事業者とも調整させていただきたい。
- 山尾座長 : 今回報告書案で空色マーカーp13, 18の「【第5回の議論を踏まえ、必要に応じて修正】」については、案のとおりでよいか。
- 一 同 : (意見なし)
- 山尾座長 : 今日の議論を踏まえ若干の記述の修正があるので、座長一任とさせてもらう。事務局の方で案の修正をすること。

(4) その他

事務局より、報告書案については修正を行ない、座長の確認を得た上で9月下旬から20日間ほどパブリックコメントを行なうこと、次回検討会については、パブリックコメント終了後(10月下旬か11月上旬予定)、最終的な報告書を提示する予定であることを周知した。

(閉会)

